

## 19.久留米市企業局加入金取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市第13号。以下「条例」という。）第29条に定める加入金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(加入金の徴収基準)

第3条 加入金は、給水装置工事の申込みを行う者から徴収するものとし、その徴収基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設工事

ア 給水装置を新設する場合は、当該給水装置に設置する市のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

イ 貯水槽方式建物を新設する場合は、当該貯水槽に接続する給水装置に設置した市の親メーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

(2) 給水装置の改造工事

ア 増 径

市のメーターの増径を伴う改造工事の場合は、新たに設置する市のメーター（以下「新メーター」という。）の口径に係る加入金の額と、既に設置していた市のメーター（以下「旧メーター」という。）の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割による個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、市のメーターの個数が増加する改造工事の場合（同時申込の場合に限る）で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

エ 貯水槽の廃止による個数の増加

1個の市のメーターに接続する貯水槽により、2戸以上に給水しているものが、当該貯水槽及び市のメーターを廃止し、各戸に市のメーターを設置する工事の場合、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

2 前項第2号の場合において、給水装置に接続するメーターを現認することができないときの取扱いは次のとおりとする。

(1) 企業局が管理する台帳その他の記録及び現状等により、過去に市のメーターを設置したこと

が確認できるときは、当該記録に基づき旧メーターの口径を認定する。

(2) 既設準備管は、メーターが設置されておらず給水装置の新設工事として取扱う。

(加入金の額)

第4条 加入金の額（消費税等相当額を含む。）は、条例別表第3に定める額とする。

(加入金の納入)

第5条 管理者は、加入金を徴収するために納入通知書を発行する。

(加入金徴収の特例)

第6条 次の各号に掲げる場合は、加入金は徴収しない。

- (1) 開発行為及びミニ開発等で準備管とする場合
- (2) 貯水槽式建物で貯水槽以下装置に設置した市のメーター
- (3) 一時的な使用の場合（工事用水等で使用后、給水装置を撤去するもの）
- (4) 給水装置の改造工事で、旧メーターと同じ口径で改造工事をする場合
- (5) 市のメーターの口径を減径する改造工事の場合
- (6) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(加入金の還付)

第7条 納入後の加入金は、次の各号に掲げる場合を除き還付しない。

- (1) 給水装置工事の承認を受けた者が、加入金を納めた後、当該工事の施工をしないで申込みを取り消した場合
- (2) 設計変更その他の理由により、徴収すべき加入金の額が減少した場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の城島町において、給水装置が準備管の状態になっているものは、新設時に加入金を徴収する。ただし、加入金が納入された実績が確認された場合は除く。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。